

本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて

蔵税第 403 号
昭和 33 年 3 月 28 日
改正 蔵関第 1353 号
昭和 37 年 10 月 4 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日
改正 蔵関第 326 号
平成元年 3 月 31 日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「取締法」という。）の施行に伴い、入国者等が所持する銃砲又は刀剣類等の取扱いについては、下記によることとされた。

記

入国者が所持する銃砲又は刀剣類の取扱い

1（仮領置）

- (1) 入国者が銃砲又は刀剣類を所持している場合（取締法第 25 条第 1 項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該銃砲又は刀剣類を留置することなく、上陸地を管轄する警察署長（以下「警察署」という。）に通報すること。
（通報を受けた警察署は、速やかに警察官を税関に派遣し、税関において所持人から直接当該銃砲又は刀剣類を仮領置することとなる。）
- (2) 警察署において仮領置した銃砲又は刀剣類は、関税法第 30 条第 3 号及びこれに基づく同法施行令第 25 条第 2 号該当として取り扱うこと。
- (3) 警察署において仮領置した銃砲又は刀剣類については、帳簿を備え、当該銃砲又は刀剣類の種別、個数、所持者の住所（居所）氏名、仮領置を担当した警察官の所属氏名及び輸入を許可する場合の関税の要否等を記載すること。

2（国内取引）

- (1) 仮領置された銃砲、刀剣類について警察署長が入国者に交付する仮領置書の呈示を受けたときは、当該仮領置書の物件記載欄に「所持許可又は登録の対象となる物件である」旨の記載がある場合に限り、関税法第 70 号第 1 項において必要とされる証明がなされたものと認め、輸入手続を行わせること。
- (2) この場合において、徴税等のため現品を検査する必要があるときは、その検査場所等について警察署と協議し、危険の防止及び検査の実施に支障がないよう取り扱うこと。
- (3) 当該銃砲刀剣類の輸入を許可したときは、仮領置書の表面適宜の箇所に税関受付印又は通関印を押なつすること。

3（運送）

- (1) 警察署が取締法第 25 条第 2 項により銃砲又は刀剣類を出国地又は積出地を管轄

する警察署に引き継ぐ場合は、保税運送の手続は要しないものとして取り扱うこと。

- (2) 警察署から上記の引継ぎについての通知を受けたときは、その旨を前記 1 (3) の帳簿に記載するとともに、出国地又は積出地の税関に通報すること。

4 (出国の際の返還)

- (1) 警察署が取締法第 25 条第 3 号又は第 4 号に該当し、同項本文により銃砲又刀剣類を返還する場合 (警察署は税関において引き渡すこととなっている。) は当該物品の返還及び積戻しを確認すること。
- (2) 仮領置が行われた税関 (入国地の税関) と積戻しを確認した税関が異なる場合は、後者は前者に積戻しを確認した旨通知すること。

5 (帳簿の整理)

前記 1 (3) により帳簿に登載された銃砲又は刀剣類について、輸入を許可した場合、積戻しを確認した場合、前記 4 (2) による通知を受けた場合又は取締法第 25 条第 5 項の規定により国庫に帰属した旨の警察署からの通知を受けた場合は、帳簿にその旨を記載して整理すること。

6 (留置中の銃砲刀剣類の引継ぎ)

- (1) 取締法附則第 7 項により警察署に引き継ぐべき銃砲又は刀剣類があるときは、その旨を警察署に通報し、現品の引渡しは税関において行うこと。
- (2) この場合、警察署に引き継いだ銃砲又は刀剣類に対しては、取締法附則第 7 項及び第 8 項の規定により、関税法第 86 条の留置の効力は及ばないこととなるので、関税法第 86 条第 2 項の適用はないものとして取り扱うこと。
- (3) 警察署に引き継いだ銃砲又は刀剣類については、前記 1 (2) から 5 までの各項の取扱いに準じて処理すること。

携帯以外の方法により輸入する銃砲又は刀剣類の取扱い

- 1 銃砲刀剣類の輸入については、税関は従来の所持許可可能証明書に代えて所持許可証を確認すること。

ただし、刀剣類の輸入を許可した場合は当該刀剣類の所持者が提示する刀剣類所持許可証 (5 面) の現品引渡者欄に、輸入許可の年月日をもって審査印を押印すること。

- 2 譲受貨物、郵便物、その他別送貨物についても通関の際、所持許可証を確認することとなるが、この場合においては刀剣類所持許可証の現品引渡者欄の記載は必要ではない。

船舶の日本人乗組員が所持する銃砲又は刀剣類の取扱い

- 1 税関は、本邦と外国との間を往来する船舶の日本人乗組員が外国で取得した銃砲又は刀剣類を所持していることが判明した場合には、速やかに上陸地を所轄する警察署長にその旨通報すること。
- 2 通報を受けた警察署長は、速やかに警察官を税関に派遣し、所持者から直接当該銃砲又は刀剣類を仮領置すること。

なお、取扱いの細部については、各関において警察と連絡のうえ定めること。

入国者が銃砲とともに所持する実包等の火工品の取扱い

銃砲とともに携帯輸入される実包類については、税関で留置のうえ火薬類取締法第 24 条第 1 項の規定により陸揚地を管轄する都道府県知事の許可を確認のうえ輸入を許可することとされたい。